

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

◆ ずさんな調査が発覚

調査不備～差し戻しを要求

◆ 徹底した「労災隠し」

我慢にも限界 労災申請を決意

◆ 南区役所の乱暴きわまる対応を糾弾

◆ 中皮腫・アスベスト疾患・患者と

家族の会広島支部～総会に参加

山廣事務局長～患者と家族の会総会にて講演をする

◆ 編集後記

2010年10月28日

第187号

広島労働安全衛生センター

ずさんな調査が発覚

調査不備～差し戻しを要求

ワーク&ヘルス185号、186号で連続して介護労働者の実態と、その後の取り組みについて連載してきました。

そうした中、8月21日労災申請していたGさんに対し、広島中央基準監督署は「業務外」の決定を下してきた。私たちは、直ちに安全センター事務局を中心に被災者と5人で、監督署に抗議に出向いた。

監督署の対応は、課長2名と担当官1名の3人が対応してきた。私たちの抗議と迫及に、誠実に対応するのではなく「不服審査請求」で対応してもらいたい。「業務外」決定については、「情報開示請求を起こしてもらいたい」と木で鼻をくくった対応に終始した。

労災申請の経緯から宇土先生が提出した「意見書」が無視された結果となっている。「意見書」には「介護サービス」以外に重要な点として「コール対応」がかなりの負担になっていると指摘している。しかしながら、監督署は「そのことも加味して決定を下した」と反論してきた。

その後、この職場から立て続けに2名の方が労災申請がされた。前回と同様に、職場への「立ち入り調査」が9月20日行われた。「立ち入り調査」の過程で、監督署は介護労働実態の正確な把握がされておらず、調査のずさんさが判明した。

「意見書」にも指摘しているように、「コール対応」とは通常の「介護サービス」とは別に、「要介護者」からの呼び出しが掛かれば、そのお世話をすることをいうのである。例えば、「要介護者」が寝室で排泄を漏らした場合、掃除、着替え、シーツの取り換えなどの業務をさす。こうした作業が5分や10分で終了できないことは、容易に理解できる。にもかかわらず、監督署はこうしたことが全く理解されておらず、その上「コール対応」が「生活状況記録票」に記載されていることもさえも知らなかったのだ。

とりわけ、夜勤帯では2名が配置されたなかで、「要介護者」30数名に対応する事となっている。正確な調査を行うこととなれば、1日30人分の「生活状況記録票」をチェックしなければ正確な調査は期待できない。しかも、「最低3か月間に亘って調査することで腰部や、肩にどれほどの負担があるのかが判明する」と、監督署は表明し900枚の「生活状況記録表」の提出を事業主側に求めた。

こうした「やり取り」からも分かるように、監督署自らがGさんの「業務外」決定を下した経緯がいかにもずさんで、調査不備を暴露する結果となっている。

私たち安全センターはこのことを梃子に、なんとしてでも介護労働者の認定を勝ち取りたいと考えている。

最後に一言。介護労働は人間を相手にその上、「老人、認知症、身体が不自由」な人を介護している中で、夜勤帯を2名で対応すること事態無神経すぎると考える。火災でも起

きたらどのようにして安全を確保できるというのだろうか？事業主に問いたしたい。

徹底した「労災隠し」

我慢にも限界 労災申請を決意

ブラジル人労働者Eさんは、労災申請を行うのに必要な手続きとして、事業主の協力を求め、事業所がある三原市までおもむき申請書の提出を行った。

安全センター事務局はEさんの協力者として、申請書の提出に瀬野駅から三原まで同行した。その車中で、Eさんから、ブラジル人労働者が日本でどのような扱いを受けてきたのかを知ることが出来た。

Eさんは、日本に来日して20数年経ち、日本語も私たちと変わらないほど会話が出ることに驚かされた。しかし、本人に言わせれば「法律や行政用語は今でも理解するのに苦労している」と言っており、子供たちにパソコンで検索してもらい、その意味を理解していると話していた。

来日した当時、派遣会社を通じて仕事を紹介してもらったが、今にして思えば「騙されていた」ことに悔しい思いでいっぱいとも言っていた。「言葉の障壁と法律への無知」を悪用され、6年間も社会保険を一斉利用させてもらえず、多額な自己負担を強いられていたことを聞かされた。

その後、様々な職場を転職しながら現在の会社に至っている。しかし、この会社も問題のある会社であることを話された。社会保険には加入はしているものの、職場内での事故について徹底した『労災隠し』を行っていることを聞かされた。Eさんはこの数年間で3回の事故に遭遇しているが、この3回とも『労災扱い』はされず、会社はその治療費を支払っていた。

事故の内容は、人差し指の第二関節から先を潰す事故に遭っているのにもかかわらず、会社側は「完治するまで仕事はしなくてもいいから出勤すること」を命じられた。その指も完全には完治しておらず、後遺症が残ったままである。

第2の事故は、サンダーが跳ね脚の膝関節内側を切る事故に遭っている。この2件の外傷事故は、同じ外科病院で治療を受けていることが判明。会社と病院が裏で通じていることが容易に想像できる。

第3の事故は、鉄の切り屑が眼球に刺さり近くの病院で治療を受けた。その後、帰宅した後も痛みが引かず、翌日休み市内の病院で治療を受けた。すると、切り屑が残っていたことが判明し、取り除いたことを聞かされた。

そして今回の事故は、船のハッチカバーの隙間から飛び降りようとして、左右の肘で体重を支えて飛び降りた時に、右肩に痛みが走り、右肩を損傷した。その時も上司からは「加齢のせいよ」と相手にされなかった。しかし、その後も痛みが引かずマツダ病院で受診した。すると、医者は「肩の腱がちぎれかかっている」「手術しないと肩が動か

なくなる」と診断されている。治療は痛み止注射で凌いでいたが、今は痛み止めも効かなくなってきたとのこと。

Eさんは、過去の「労災隠し」と、肩の調子がおもわしくない状態に我慢の限界に至り、労災申請することを決意した。会社が労災申請に協力してくれないのならこれまでの「労災隠し」を曝露する決意でいることを聞かされた。

Eさんに4時間余り同行したなかで、外国人労働者の実態を知ることが出来たことと、このように外国人労働者をぞんざいに扱う企業の姿勢に、怒りが込みあがってきた。何としてでもEさんの労災認定を勝ち取ることと、事業主に対して「損害賠償請求」を検討してもいいのではないかと強く感じました。

いずれにしても事業主が労災申請書をどう扱うにかかっている。

南区役所の乱暴きわまる対応を糾弾

南区宇品に居住する女性からセンターに次のような相談が持ち込まれました。相談者の女性 Aさんは、友人に離婚された女性Bさんが生活に困窮し、区役所に児童扶養手当を申請するために相談に行ったところ、相談に乗ってもらどころか逆に、担当係官から2日間に亘っていろいろ聞かれた挙げ句、受理されなかった。

この区役所の不誠実な対応に不信感を持ったBさんは、相談者の Aさんに相談したところ、Aさんは安全センターの存在を知っていたこともあって、「広島労働安全衛生センター」に相談に来られました。

この経緯を聞いたところ、区役所の担当係官は次のようなことを発言している。「離婚相手と5分以内のところに住んでいて、離婚相手の子供さんと1カ月に2回以上合うと対象外になる」等と、何の法的根拠もない論法で、Bさんの申請を拒否したことが発覚した。

センターの事務局会議に別の件で出席されていた、顧問医師の松坂市議は「けしからん。すぐに抗議を申し入れます」と、相談者の Aさんに約束されました。

週が明けた月曜日に、松坂市議は担当課に出向き、この件について問い正した。担当課の回答は「離婚相手から支援がない」「預金がない」したがって、「5万円の家賃がどこから出ているのか不信がある」との回答であった。

区役所の”水際作戦”を追求

それに対して松坂市議は、「申請者に対しては先ず受理することが先決だ」「その後、申請者の相談に乗ればいいことだ」と、区役所の“水際作戦”と言われている姿勢を追求した。その結果、区役所の担当課は、松坂市議の指摘を受け入れ、法的根拠もない言い方で迷惑をかけたことについて陳謝するとともに、「申請があれば受理する」ことを約束。

区役所とこうしたやり取りの行ったことを相談者 Aさんに連絡した。

翌日、Bさんは区役所に出向き、児童扶養手当を申請したところ担当課はすんなり受理したという。

この相談案件は労災とは別問題ではあったが「広島労働安全衛生センター」が誠意を持って対応した結果、相談者の希望通り解決することが出来ました。

全ての区役所が『市民のための行政サービス』を掲げているにもかかわらず、相談者が法的な知識が乏しいと思えば、好き勝手なことを言って追い返す姿勢に、このような対応が日常的茶飯事に行われているのかと思うと、あらためて怒りを感じる事案であった。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と 家族の会広島支部～総会に参加

山廣事務局長～患者と家族の会総会にて講演をする

10月16日（土）平成22年度の中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・広島支部総会が広島市三篠公民館にて開催された。

広島労働安全衛生センターからは山廣事務局長・中村事務局員の2名にて参加し、支部総会の傍聴と、山廣事務局長に要請のあった講演を行った。講演会でのテーマは「広島労働安全衛生センターの活動と今後の方向について」と題し行った。

山廣事務局長はアスベスト問題の現状ということで①今年、5月大阪地裁での大阪泉南アスベスト訴訟で「国は早くから石綿の危険性を認識していたのに規制せず、被害の拡大を招いた」として石綿労働者に損害賠償を払うよう命じる画期的判決が出たこと。②石綿被害者の「労働組合」に団体交渉権を求めるなかで起きた、ニチアス不当労働行為問題に対する「反動的」中央労働委員会の問題。③ノンアスベスト社会を目指す「アスベスト新法」制定についての問題提起を行った。

広島労働安全衛生センターの活動と今後の方向については時系列的にセンター結成に至るまでの顧問医師宇土先生を軸にした活動、広島労働安全衛生センター結成後では職場環境改善に関心を示す労働組合を軸にした活動等々20年間に亘る活動が報告された。

そして今後の展望として『多くの人の協力と継続的な活動の中で、今日のセンター活動の基礎が築かれ、今日の活動に引き継がれてきたこと。広島労働安全衛生センターの活動は、まさに広島県での職業病の取り組みの歴史でもあること。さらに、今後のセンターのあり方としては、予防対策を大きな柱にしながら職場での労働者の参加型の活動を強めてゆく必要があること。今後も、センターは労働者の駆け込み寺であり、また労災の発掘、組織化、予防の拠点として発展させる必要がある』とした

そして、『財政的な基盤の確立、労災活動家の養成、経絡治療など効果的な職業病の治療の確立が必要であること。また、センターの腰痛、頸肩腕障害、塵肺にとどまらず、アトピー性皮膚炎、喘息、アレルギー性鼻炎、鞭打ち症、自律神経失調症、子供の学習障害などの講演会を活発に開催して広島労働安全衛生センター活動の宣伝を行い、会員の拡大に努めることが必要である』と山廣事務局長は締めくくった。

引き続き開催された患者・家族の会の広島支部総会では、活動の軸になる定例会の開催について、患者・家族の会広島支部は山口県も含め広範囲な会員分布、また会員自体が高齢者で出発しており定例会の集まりが困難であるにもかかわらず、定例会開催がおこなわれている事が確認された。しかし労災認定が認められると運動から一定距離を置くこと。加害企業との関わりの深い地域での「表面だった」活動が難しい事なども報告された。

一定困難な状況はあるものの「ノンアスベスト社会目指す目標」に向け引き続き広島支部は健闘する事が次期新役員体制とともに確認された。

広島労働安全衛生センターも「会員の高齢化」「会員減少」など同じような課題を抱えつつも、連携しながら引き続き頑張っていく決意をこと新たにしたところです。

編集後記

長年、事務局長として活動されてきた元鷺見事務局長が喜寿を迎えられました。そこで、事務局としましては12月に忘年会と一緒に鷺見さんの喜寿を祝いたいと思っています。日時と場所が確定すれば皆さんにご連絡します。鷺見さんと懇意にされていた方は事務局までに参加の意思表示を連絡してください。

本号(187号)で紹介しているブラジル人労働者Eさんの「労災隠し」の件について事業主から労災申請書に事業主印を押印するとの連絡がありました。これによってEさんの労災認定に向け大きく前進したと考えます。

事業主は印をつくる過程で「事故に遭遇したときすぐに連絡がなかったとか、突然労災申請をした」と言って不満を述べてきた。しかし、「最初から事故が手術しなければならないとは誰も思っていない」普通、「労働者は事故を大げさにはしない。労災申請を決意するのはよほどの理由があるからだ」と事業主を諭しました。

また、事業主として「労災隠し」を行っている事実は、犯罪だから逃れようがない事を伝え、Eさんに対して誠意のある行動をとってもらいたいことを強く主張しておきました。

広島労働安全衛生センターは、個人会員・団体・賛助会員で構成されています。

そしてその会の活動は、会員の会費によって運営されています。

私たちは、働く人たちが心も、元気で働くことができる快適な職場作りの情報を提供します。

あなたも会員・読者に

◆ 会員 (月)

◆ 個人 1口 400円

団体 1口 2000円 (尚、会費は本誌購読料を含みます。)

ホーム・ページはこちら

hiroshima.raec@leaf.ocn.ne.jp

<http://www.10.ocn.jp/~hicenter/>

